

(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回 答
【実施方針に関する質問回答】										
1	実施方針	4	第2章	7	3)			契約の形態	「建設事業者は本施設の建設業務について要件を満たす共同企業体とする」とありますが、P.1用語の定義、14の建設JVに(自主結成)と記載がありますので、「本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者(代表企業)」が元請、「本施設の建築物等の建設を行う者」を下請とするスキームでも可能という理解でよろしいでしょうか。	建設JVもしくはプラントメーカー単独受注を可とします。ただし、単独受注の場合であっても、本施設の建築物等の建設を行う者並びに本施設の運営を行う者は本事業の参加資格要件の要件を満たした者(協力企業(下請け))であることを条件とします。
2	実施方針	4	第2章	7	3)			契約の形態	建設JVを組成する場合、建設JVの形態(甲型、乙型)および比率は問われないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	6	第2章	11	2)			事業者の収入について	売電収入において事業者の努力により計画以上に売電量が増加した場合を想定した、インセンティブ条項を設けられる予定はありますでしょうか。	インセンティブ条項を設ける予定はありません。
4	実施方針	6	第2章	14				事業スケジュール(予定)	本施設の設計・建設の期間は、事業契約締結日である令和3年9月下旬から令和7年4月末日の43カ月とされていますが、日本建設業連合会が掲げる「週休二日実現行動計画」に即し、全国の建設事業者は週休二日の適用を本格化している現状にあります。そのためご指定の工期(43カ月間)での工事完了は厳しい状況にあるものと考えています。工期短縮に向け最大限の努力を行ってまいります。現地施工において安全と品質に万全を期すために必要な建設期間を確保頂くことを希望致します。	スケジュール通りとします。
5	実施方針	11	第4章	3	2)	②	ア (エ)	実績	「要件をすべて満たす(中略)一般廃棄物処理施設をDBO方式により元請(単独又はJV)で受注した実績(竣工したものに限り)を過去10年以内に1件以上有すること」とありますが、過去10年以内の実績の起点は本契約時との理解でよろしいでしょうか。	p.11③参加資格の確認 アを参照ください。
6	実施方針	13	第5章	3				本組合による事業の実施状況の監視	監視の方法、内容等については入札説明書等に定められていますが、対価減額となる場合のフロー・減額方法についても入札説明書等で提示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	14	第6章	2	10)	⑦		文化財保護法	「文化財保護法:指定あり」とありますが、当該土地における該当項目があった場合、協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	20	添付資料-3					事業スキーム図(案)	SPCを設立しない場合も運営事業者から業務の再委託が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	実施方針	22	受付管理					実施方針添付資料-4 業務範囲分担表	「料金徴収の対象は天理市からの直接搬入のみとする」とありますが、天理市以外の構成市町村からの直接搬入はないものと考えてよろしいでしょうか。天理市以外からの直接搬入があった場合の対応についてご教示ください。	料金徴収の対象は天理市のみです。なお、直接搬入は、天理市以外に山添村・川西町・三宅町からもあります。

(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回 答
10	実施方針	22	運営管理					実施方針添付資料-4 業務範囲分担表	事前予約者とは、工場見学者(議会議員、自治体職員)と考えてよろしいでしょうか。	構成市町村の小学生の社会科見学や一般の事前予約者も含まれます。事前予約者案内は組合(マテリアルリサイクル事業者側啓発施設担当者)が行います。そのため、本施設側事業者の主対応はありませんが、必要に応じてサポートをお願いする場合があります。
11	実施方針	22	添付資料-4					運営管理(搬入ごみの受入判定)	搬入ごみの受入判定は事業者にて行いますが、収集運搬業務を管理される貴組合にも副としてご協力をいただけないでしょうか。搬入業者とのトラブルなく受入が可能となると考えます。	受入判定は事業者で行い、搬入監理に関しては同表に示すとおり、各市町村にて不適物混入防止の監視を副として行います。
12	実施方針	22	添付資料-4					業務範囲分担表(工場見学者(自由見学者)対応)	「事前予約者以外の見学者の最低限の安全確保を行う」とありますが、事前予約者の見学対応は、貴組合もしくは事業者のどちらで行うものと考えればよろしいでしょうか。	組合(マテリアルリサイクル事業者側啓発施設担当者)が行います。そのため、本施設側事業者の主対応はありませんが、必要に応じてサポートをお願いする場合があります。
13	実施方針	25	添付資料-6	(14)				リスク分担 周辺住民対応リスク	事業者の提案内容に関するリスク対応が事業者のみとされておりますが、評価いただいた提案内容の変更が必要となった場合には、その内容について費用・工程に関してご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	実施方針	26	添付資料-6	(25)				物価変動リスク	一定範囲は入札公告時に示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	26	添付資料-6	(26)				リスク分担 不可抗力リスク	不可抗力リスク対応として、「天災・暴動等不可抗力によるものうちの増加費用」とございますが、工期に関してもご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、不可抗力には新型コロナウイルス等の未知の感染症も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
【要求水準書(案)に関する質問回答】										
1	要求水準書(案)第I編 建設業務編	3	第1章	第1節	6	(3)		地形、地質等	建設事業者が、貴組合提示の過去の地質データを補完することを目的に、必要に応じて行った事業用地の地形・地質調査等の結果について、貴組合のデータと異なる地形・地質条件等が確認された場合は「本組合及び建設事業者において、対応方法を協議する」とありますが、その対応方法には工期、費用の変更についても含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書(案)第I編 建設業務編	3	第1章	第1節	6	(3)		地形、地質等	事業用地内の土壌汚染調査は実施済みで、土壌の汚染はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回 答
3	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	4	第1章	第1節	6	(4)		文化財保護法	事業用地内に埋設文化財等はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	6	第1章	第2節	1	(11)		共通事項	「焼却処理機能、管理機能、見学機能、温浴設備機能の全てを合棟で整備することを基本とする」とありますが、動線計画の最適化の観点から、一部を別棟としてもよろしいでしょうか。	原則合棟とします。また、玄関棟(エントランス)の機能を有する物で工場棟と渡り廊下や連絡通路で接続した物は合棟扱いとします。
5	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	8	第1章	第2節	4	(2)		環境影響評価	「建設事業者は、本組合が作成した環境影響評価に基づき本施設の建設業務を行うとともに、必要な調査を自らの責任において実施し、本組合に報告すること」とありますが、貴組合への報告頻度をご教示願います。	必要に応じた頻度とします。
6	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	9	第1章	第2節	5			動線計画	「車両は原則として2回計量」とありますが、登録済みの収集車(パッカー車)は1回計量と考えてよろしいでしょうか。	登録済み収集車も含め全搬入車両を2回計量とします。
7	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	12	第2章	第1節	2			計画ごみ質	ご指定の可燃分中6元素は基準ごみ時の数値であり、低質・高質ごみの当該数値は事業者の経験を踏まえ適切に設定するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	12	第2章	第1節	2			計画ごみ質	計画ごみ質のご検討にお使いになられた、ごみサンプリングデータをご提示いただけないでしょうか。	新ごみ処理施設(焼却施設)基本計画書(平成29年3月)P22～27を参照ください。 http://www.yamabe-kenhokuseibu.jp/lancelot/common_files/images/public/kihonkeikakusyoukyaku.pdf
9	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	16	第2章	第1節	13	(2)		計画車両台数	表2.1-5 計画車両台数の直接持込車両において、マテリアルリサイクル推進施設のみへの車両台数をご教示ください。	記載の台数はマテリアルリサイクル推進施設への搬入台数も含むため、参考値となります。なお、基本的に直接搬入は予約制を検討しています。以上を踏まえ、計画をお願いします。
10	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	17	第2章	第1節	15	(1)		焼却灰等処分計画	「本施設で発生する焼却主灰～は大阪湾フェニックスに埋め立て処分する計画である」とありますが、一方、「第3章 第8節 灰出設備」においては「1.主灰冷却設備」、「3.主灰押出装置」、「5.選別設備」にて「(必要に応じて設置)」の記載があります。これは、主灰の処理(冷却、選別、搬送、有価物の利用等)に関して、応募者にてご提案させて頂く事が可能との理解でよろしいでしょうか。	より良い提案であれば、可とします。

(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回答
11	要求水準書(案)第I編 建設業務編	25 26	第2章	第5節	1 5	1) (1)		材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「海外調達材料及び機器等を使用する場合は、下記を原則とし、事前に監督員の承諾を受けること。1)本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること。」とありますが、国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績をもつ工場で製作することを条件に、ボイラ及びプラント鉄骨等を海外調達できるものと理解してよろしいでしょうか。	製品の仕様、調達先の工場の状況、納入実績等に基づき判断します。
12	要求水準書(案)第I編 建設業務編	25 26	第2章	第5節	1 5	2) (2)		材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」とありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	
13	要求水準書(案)第I編 建設業務編	25 26	第2章	第5節	1 5	2) (2)		材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」とありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	
14	要求水準書(案)第I編 建設業務編	25 26	第2章	第5節	1 5	4) (3)		材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「4)検査立会を要する機器・材料については、原則として国内において監督員が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」とありますが、お立会い検査に必要な費用を建設事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと理解してよろしいでしょうか。	原則、国内検査としますが、協議により海外工場での検査は可能です。なお、立会検査に必要な費用(旅費等)は組合負担とします。
15	要求水準書(案)第I編 建設業務編	25 27	第2章	第5節	1 5	3) (6)		材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「3)国内の一般廃棄物施設に、建設事業者が納入し稼働した実績があること。」並びに「(6)建設事業者が設計・建設した日本国内の施設で納入実績があること。」とありますが、建設事業者が製品の品質を保証することで、弊社以外の建設事業者が日本国内の一般廃棄物処理施設へ納入し稼働させた実績を持つ取引先についても採用できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書(案)第I編 建設業務編	25 26	第2章	第5節	5	(3)		材料及び機器 海外調達品の材料及び機器	「検査立会を要する機器・材料については、原則として監督員が承諾した検査要領書に基づく検査を国内において実施すること。」とありますが、検査立会を要する機器・材料についてご想定があればご教示願います。	原則、監理員による立会検査を機器・材料の初期搬入すべてで実施します。監督員による立会検査は、機器・材料リスト提出後に、協議にて決定します。
17	要求水準書(案)第I編 建設業務編	34	第2章	第7節	1	(2)	表	本施設の性能保証事項	項目23及び24について、「試験方法」としてどちらも「かし担保期間内に立証すること。」と記載されておりますが、「契約不適合責任期間内に立証すること。」の誤記という理解でよろしいでしょうか？	ご指摘のとおりです。

(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回答
18	要求水準書(案)第I編 建設業務編	36	第2章	第8節	6			契約不適合責任期間中の点検、整備・補修	契約不適合責任期間中の本施設に係る全ての定期点検(法定点検を除く)、整備・補修工事、各点検、整備・補修工事に必要な清掃及び部品の交換等の費用は建設事業者の負担とする」とありますが、この「契約不適合責任期間」とはプラント工事や建築工事などの区分ごとに異なると理解しています。本項目で示されている費用とは、引渡後3年間における全ての定期点検(法定点検を除く)、整備・補修工事、各点検、整備・補修工事に必要な清掃及び部品の交換等の費用を示すという理解でよろしいでしょうか。	契約不適合責任期間(建設事業者が負担するもの)は、プラント関係が3年、建築関係が2年となります。
19	要求水準書(案)第I編 建設業務編	36	第2章	第9節				工事範囲	敷地内土壌の汚染に関する調査は事業者の工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、残土処分等に必要な調査(処分先の要望等)に関しては、事業者の負担とします。
20	要求水準書(案)第I編 建設業務編	36	第2章	第9節	1	(2)		工事範囲	添付資料2のP1図では既存雨水流出抑制設備の山池調整池が記載されておりませんが、添付資料5のP1図では記載されております。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。 既存雨水流出抑制槽がある場合は、敷地北側に埋設された槽の上部が敷地への搬入路となっていることから、耐荷重をご教示いただくか、添付資料5にて追加で構造図のご提示をお願いできないでしょうか。また、上記の槽が、車両等の荷重に耐えられないと判断された場合の構造補強等の対策は、本工事の範囲との理解でよろしいでしょうか。	山池流域の防災調整池(既存雨水流出抑制槽)に関しては添付資料5を正とします。 なお、構造図は、添付済みです。また、対策工が必要な場合は、ご理解の通りです。
21	要求水準書(案)第I編 建設業務編	36	第2章	第9節	1	(2)		用地造成工事	「既存雨水流出抑制槽整備工事(放流管を含む構造上の機能回復工事)」と記載があります。想定されている工事内容があればご教示ください。	老朽化や部分的な破損に対する補修等を想定しています。
22	要求水準書(案)第I編 建設業務編	37	第2章	第9節	1	(2)		既存雨水流出抑制整備工事範囲	既存雨水流出抑制整備工事(放流管を含む構造上の機能回復工事)とありますが、工事範囲は各々調整池から一つ目の雨水升までとし、調整池は解体撤去更新しないものと理解してよろしいでしょうか。	既存の雨水流出抑制槽をそのまま使うことを基本とし、そのために必要な補修等を想定しています。
23	要求水準書(案)第I編 建設業務編	49	第2章	第12節	10	(1)		残存工作物等	「本組合が提示した資料からでは想定できない残存工作物等が存在した場合は、その内容により監督員と協議し適切に処分すること」とありますが、残存工作物の撤去・処分や移設が生じた場合は、その協議内容には工事工程変更や工事費変更も含まれると考えてよろしいでしょうか。	変更等の程度にもよりますが、基本的にはお見込みのとおりです。
24	要求水準書(案)第I編 建設業務編	49	第2章	第12節	10	(2)		地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により監督員と協議し適切に処分すること」とありますが、地中障害物の処分(撤去・処分)により生じる工期変更や工事費の変更について協議していただけると考えてよろしいでしょうか。	変更等の程度にもよりますが、基本的にはお見込みのとおりです。

(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
25	要求水準書(案)第I編 建設業務編	49	第2章	第12節	10	(3)	建設発生土の処分	「万一、余剰な残土が生じた場合は、場外適正処分とすること」とありますが、事業実施区域内の土壌は、土壌汚染対策法に準じた調査により汚染のないことが確認された土壌と考えてよろしいでしょうか。汚染が存在する場合、その処理に関わる費用については事業者の見積範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書(案)第I編 建設業務編	49	第2章	第12節	10	(6)	工事用車両の搬入・ 搬出経路	工事用車両の事業実施用地への出入口は、原則北側の道路からとしますが、トレーラ等低床大型車輛での搬入が困難な場合については、南側からの搬出入についてご協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書(案)第I編 建設業務編	49	第2章	第12節	10	(8)	監督員事務所	本項に記載されている貴組合職員および貴組合からの委託施工監理者用の監理員事務所は171ページ第4章第1節1.(3)2)に基づき整備することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は監督員と協議の上整備するものとします。
28	要求水準書(案)第I編 建設業務編	49	第2章	第12節	10	(8)	監督員事務所	「施工監理者用の監督員事務所は建設事業者の仮設事務所と合棟とし、部屋は壁で仕切られていること」とありますが、仮設計画上、建設事業者の仮設事務所と合棟とせず単独で設ける、または協力企業等の仮設事務所と合棟としてご提案してもよろしいでしょうか。	原則、建設事業者仮設事務所との合棟としますが、事務所配置等により配置が困難な場合については、協議対象とします。
29	要求水準書(案)第I編 建設業務編	50	第2章	第12節	10	(8)	施工方法及び建設公 害対策	「事業用地内の排水は、全て工事用調整池に集水し」とありますが、仮設事務所からの雑排水(トイレの汚水含む)については、添付資料4. ユーティリティ関係図に示されている下水道に接続し、排水するものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
30	要求水準書(案)第I編 建設業務編	50	第2章	第12節	10	(8)	騒音振動基準値	建設作業に係る騒音・振動の勧告基準とは、特定建設作業に係る規制基準値の騒音:85dB、振動75dBと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書(案)第I編 建設業務編	50	第2章	第12節	10	(10)	作業日及び作業時間	「作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時00分までとする」とありますが、朝礼や作業準備を午前8時30分前に、片付け等を午後5時00分以降に実施できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書(案)第I編 建設業務編	50	第2章	第12節	10	(11)	環境モニタリング	敷地周辺の地盤変形等の環境モニタリングとありますが、具体的な調査事項のご想定がありましたらご教示願います。	現時点で要求水準書に記載の項目以外は想定していません。
33	要求水準書(案)第I編 建設業務編	51	第2章	第12節	10	(17)	ユーティリティ	「工事費については水道工事分担金は除き」とありますが、上水道の使用に関わる加入金、および下水道への放流に関わる受益者負担金を、貴組合にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	上水道の使用に関わる加入金はありません。また、下水道の受益者負担金は、事業者の負担ではありません。
34	要求水準書(案)第I編 建設業務編	51	第2章	第12節	10	(19)	掘削工事	事業実施用地内には土壌の汚染状況調査は実施済みで汚染土はないものと考えてよろしいでしょうか。また実施時に汚染土の存在が確認された場合は、その対策に係る工事費および工期変更についてご協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回答
35	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	53	第2章	第14節	1			立会検査及び立会試験	「指定主要機器、材料、施工検査及び試験は、監督員の立会いのもとで行うが、監督員が認めた場合は建設事業者が示す試験成績表をもって代えることができるものとする。」とありますが、監督員殿の立会い検査を試験成績表で代替させていただくために、検査成績表に加えてご提出の必要がある資料等あればご教示願います。	特にありません。
36	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	53	第2章	第14節	3			検査及び試験の省略	「公的機関または、これに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、監督員の承諾をもって検査及び試験については省略することができる。」とありますが、「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)」を活用したボイラ製作の際は、認証機関の発行する証明書を提出することで検査及び試験を省略できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	53	第2章	第14節	5			機器の工場立会検査	「本組合が指定する機器は、製作工場で監督員の立会のうえ、検査を行わなければならない。」とありますが、指定される機器についてご想定があればご教示願います。	現時点で特にありません。
38	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	63	第3章	第2節	2	(5)	24)	小動物の受入	小動物は直接持込による搬入でしょうか。また、受入の形態(サイズ、重量、梱包等)をご教示願います。	搬入はご理解のとおりです。犬や猫等の箱や袋での搬入を想定下さい。
39	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	66	第3章	第2節	5	(5)	9)	ごみピット	「クレーンバケットの開き寸法に対して2.5倍以上の奥行きを確保すること」とありますが、ダブルピット方式を採用し、仕切壁を設置する場合でも、奥行き寸法の合計が2.5倍以上の寸法を確保すると考えてよろしいでしょうか。	基本は両方とも2.5倍としますが、提案・協議により縮小することはあります。
40	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	66	第3章	第2節	5	(5)	10)	ごみピット	ダブルピット方式を採用し、仕切壁を設置する場合には、プラトホーム側ごみピットは投入扉下面の水平線以下とし、ホップステージ側ピットは仕切壁の上端をピット容量算出レベルと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	66	第3章	第2節	5	(5)	13)	ごみピット	P67(5)特記事項13)「ごみピット周りの躯体は、ごみクレーンガータレベルまでをRC造とすること」と記載がありますが、一方でP.195(4)躯体構造4)「ごみクレーン支持架構レベルまでは、RC造又はSRC構造とすること。」とあります。どちらを正とすれば良いかご教示願います。	P.195を正として下さい。
42	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	87	第3章	第4節	4	(5)	5)	ボイラ給水ポンプ	「復水タンクからも直接給水するラインを設けること」とありますが、ボイラへの水張りは脱気器給水ポンプにて代用する場合、本ラインは必要に応じてという理解でよろしいでしょうか。	提案によるものとします。
43	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	95	第3章	第4節	13	(2)		純水タンク	多くの実績工場において、純水タンクを1基構成とした場合でもメンテナンスを含めた運用に支障が生じていないことから、1基構成でご提案することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりお考え下さい。

(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回答
44	要求水準書(案)第I編 建設業務編	102	第3章	第5節	9	(1)		触媒脱硝反応塔	触媒脱硝反応塔を必要としなくても、排ガス基準値を遵守できる場合、本機器は必要に応じて設置することでよろしいでしょうか。	要求水準書(触媒脱硝法方式)のとおりとします。
45	要求水準書(案)第I編 建設業務編	112	第3章	第7節	1	(5)	(10)	押込送風機	将来の大規模修繕時における資機材搬出入を安全・円滑に行うため、機器単体での騒音振動対策を確実にし環境基準を遵守することを条件に、押込送風機を専用室に設置しない提案をお認めいただけないでしょうか。	専用室設置と同程度の効果のある対策を取ることができる場合は、可とします。
46	要求水準書(案)第I編 建設業務編	117	第3章	第7節	7	(5)	(10)	誘引送風機	将来の大規模修繕時における資機材搬出入を安全・円滑に行うため、機器単体での騒音振動対策を確実にし環境基準を遵守することを条件に、誘引送風機を専用室に設置しない提案をお認めいただけないでしょうか。	
47	要求水準書(案)第I編 建設業務編	141	第3章	第11節	5			特別高圧受変電設備 鉄構架構、屋外開閉所	景観への配慮、ならびに円滑な場内動線計画を行う上で、屋外開閉所を設置せずに、既設電力鉄塔からの埋設引き込みにて工場棟内の受変電設備で受電する方式をご提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
48	要求水準書(案)第I編 建設業務編	144 145	第3章	第11節	6	(4)	1) 2)	プラント動力用変圧器	プラント動力用変圧器とプラント共通動力用変圧器は個別に設けるよう記載されておりますが、適切な容量を確保した上で、共用とする提案をお認めいただけないでしょうか。	必要な機能の確保、操作や補修・点検の利便性等を損なわないことを条件に、提案を認めます。
49	要求水準書(案)第I編 建設業務編	146	第3章	第11節	7	(1)		電力監視盤	電力監視盤は、P.158に記載のオペレータコンソールと兼用し、モニタによる監視・操作方式でご提案してもよろしいでしょうか。	
50	要求水準書(案)第I編 建設業務編	146	第3章	第11節	7	(1)	4)	電力監視盤	上記質問をご了承いただいた場合、取付機器に記載の保護継電器を電気室の制御盤盤面に設置する計画としてよろしいでしょうか。	
51	要求水準書(案)第I編 建設業務編	149	第3章	第11節	9	(3)	4)	⑩ 低圧動力制御盤	鋼板製屋内閉鎖垂直自立型を採用する場合、⑩項に記載の機能は、構造上採用が困難なため、適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書(案)第I編 建設業務編	149	第3章	第11節	9	(6)		中央監視操作盤	本盤の機能をP.146に記載の電力監視盤に集約し、オペレータコンソールと兼用するご提案をしてもよろしいでしょうか。	必要な機能を確保できる場合は、どちらかの盤の整備のみで結構です。
53	要求水準書(案)第I編 建設業務編	150	第3章	第11節	8	(6)	3)	中央監視操作盤	中央監視操作盤での受変電設備や蒸気タービン発電の監視・操作は冗長化されたオペレータコンソールへ機能集約することを提案してもよろしいでしょうか。	必要な機能の確保、操作や補修・点検の利便性等を損なわないことを条件に、提案を認めます。
54	要求水準書(案)第I編 建設業務編	151	第3章	第11節	11	(1) (2)		直流電源装置 交流無停電電源装置	直流電源装置及び交流無停電電源装置は蓄電池を兼用する複合型をご提案してもよろしいでしょうか。	蓄電池の兼用は可能ですが、直流電源装置とUPSから供給する電力が、必要時に保持時間を確実に確保できることを条件とします。
55	要求水準書(案)第I編 建設業務編	153	第3章	第12節				計装設備	管理室に設置する必要機器について現在想定しているものをご教示願います。	現在想定しているものはありません。

(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回答
56	要求水準書(案)第I編 建設業務編	157	第3章	第12節	3	(3)	2)	モニタ設置場所	ITV装置はデジタルカメラの採用を予定しています。本システムは光電話回線を使用しての映像通信が可能です。マテリアルサイクル推進施設内における設置場所までの電話回線/LAN工事はマテリアルサイクル推進施設の工事所掌として頂けないでしょうか。	実際の工事の依頼は可能と思いますが、工事所掌はエネルギー回収型廃棄物処理施設側とします。
57	要求水準書(案)第I編 建設業務編	159	第3章	第12節	5	(2)		データ処理装置	帳票作成用、警報記録用及び画面ハードコピー用プリンタについて、相互バックアップを可能にした上で、警報記録用プリンタと画面ハードコピー用プリンタを兼用するなど、台数を事業者提案としてもよろしいでしょうか。	可とします。
58	要求水準書(案)第I編 建設業務編	166	第3章	第13節	6	(5)	5)	環境モニタリングデータ表示盤	設置場所について4箇所をご指定頂いておりますが、当該施設外については、表示盤の手配のみとし、埋設管工事・設置工事・配線工事は本工事所掌外とさせて頂けないでしょうか。	実際の工事の依頼は可能と思いますが、工事所掌はエネルギー回収型廃棄物処理施設側とします。
59	要求水準書(案)第I編 建設業務編	170	第4章	第1節	1	(1)	8)	構内排水工事	既設施設の撤去と記載がありますが、工事範囲内既設排水溝・排水管のうち支障がないものは残存させていただいてよろしいでしょうか。	可とします。
60	要求水準書(案)第I編 建設業務編	170	第4章	第1節	1	(1)	8)	構内排水工事	既設雨水流出抑制槽の機能回復工事はコンクリート躯体は基本的に既設を使用しクラック等の発生があった場合、槽としての機能を満足させるよう補修を行うという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書(案)第I編 建設業務編	172	第4章	第1節	2	(1)	8)	② 災害対策	水害対策において防水板設置の記載がありますが、建設地は周囲より高台にあり、かつ敷地内の排水計画時に降雨に対する雨水排水処理能力を満足させることで建物への侵入水はないものと考えた場合でも防水板の設置は必要でしょうか。また防水板の設置が必要な場合は、想定される浸水高さをご提示願います。	敷地に豪雨が降った際でも水による被害がないように計画願います。防水板は水害対策の一例を示したもので、設置を必須とするものではありません。なお、想定した浸水高さはありません。
62	要求水準書(案)第I編 建設業務編	174	第4章	第1節	3	(5)	2	温浴設備	表4.1-2 2温浴設備において「洗い場の一部にシャワー室を設けること」とありますが、隔壁により区切り、特に出入口に扉を設ける必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書(案)第I編 建設業務編	185	第4章	第2節	2	(9)	1)	見学者用エレベータ	「工場棟には、見学者用エレベータ及び作業員用エレベータを設置し、地階から最上階までの各階停止とすること」とあります。一方、P.211には、「見学者動線上の昇降の必要な箇所には必ずエレベータを設置すること」とあります。見学者用エレベータは必要な階のみ停止し、必ずしも地階から最上階まで各階停止する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	詳細については協議によって決定します。
64	要求水準書(案)第I編 建設業務編	195	第4章	第2節	4	(3)	3)	構造計画	「既存資料で対応できない部分がある場合には、新たにボーリング等の地質調査を行い基礎設計を行うこと」と記載されています。添付資料2にボーリング3箇所のデータがありますが、他の既存ボーリングデータがございましたら、併せてご提示をお願いします。	他のボーリングデータはありません。

(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問回答書

No.	図書名	頁	項目					タイトル	質問・意見事項	回 答
65	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	195	第4章	第2節	4	(3)	5)	掘削土	「掘削土は場内盛土、整地に利用すること」とありますが、土壌汚染があった場合も場内盛土、整地に利用できると考えてよろしいでしょうか。	汚染がある場合は利用できません。
66	要求水準書(案)第Ⅰ編 建設業務編	205	第4章	第3節	2			外構工事	「既存のネットフェンス、雨水側溝などは撤去し・・・」との記載がございますが、その他解体撤去すべき既存物がございましたらご教示願います。	現時点で想定するものではありません。
67	要求水準書(案)第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	6	第1章	第3節	5			官公署等の指導等	法改正等に伴い本施設の改造が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする、とありますが、実施方針添付資料-6のリスク分担(案)法令変更リスクの内、本事業に直接関連する法令・税制の変更などによるものは貴組合の分担、それ以外は事業者の分担となっておりますので、その分担に従うという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。
68	要求水準書(案)第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	9	第1章	第3節	13	(2)		災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本組合が実施しようとする場合、運営事業者はその保管、処理処分に協力すること」とありますが、この場合、保管、処理に要した費用については別途協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、「計画搬入量」とは、「要求水準書(第Ⅰ編 建設業務編)第2章第1節1.(3)表2.1-1計画年間処理量に明記されている「災害廃棄物及び広域支援の受入れ【6,931t/年】」と理解してよろしいでしょうか。	計画搬入量とは「要求水準書(第Ⅰ編 建設業務編)第2章第1節1.(3)表2.1-1計画年間処理量に記載の76,242t/年を指します。なお、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生し、通常の保管、処理処分体制では対応し難い場合の費用については別途協議とします。
69	要求水準書(案)第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	9	第1章	第3節	17			関連行事等への参加	「業務実施場所及び周辺で本組合及び関係団体が行う行事等に対し、積極的に参加」となっておりますが、現時点で想定されている行事があれば、内容をご教示願います。	フリーマーケット等の集客イベントを想定しています。
70	要求水準書(案)第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	15	第3章	第2節	5			受付時間	12時から13時の間は電話受付及び搬入受付は無いと考えてよろしいでしょうか。	電話受付及び搬入受付も必要とします。
71	要求水準書(案)第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	18	第4章	第3節	8			売電の事務手続き	運営事業者は、売電に係る事務手続きを行うこと、とありますが、売電先は事業者により提案可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書(案)第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	32	第9章	第4節	(1)			温浴設備利用者対応	「閉館日は月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)」とありますが、お盆、年末年始等も閉館すると考えてよろしいでしょうか。また、焼却施設の計画的な定期点検により、全炉休止を行う場合、焼却施設の余熱を利用した熱供給を行うことが困難となるため、全炉休止期間中は温浴設備を閉場するものと考えてよろしいでしょうか。	お盆は閉館致します。年末年始は12月31日から翌年1月3日までは閉館と致します。全炉停止時は、閉場として考えてください。
73	要求水準書(案)第Ⅱ編 運営・維持管理業務編	33	第9章	第4節	(3)			利用者の受付	1日当りの利用者数について平均及び最大数の想定がございましたらご教示いただけませんかでしょうか。	男女共で50人程度を想定しています。
74	添付資料6 仮設用地							仮設用地出入口	ご貸与いただける仮設用地の出入口は現況の南西の角地(接道部と同レベルとなっている場所)を利用させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。